

横浜市行政不服審査会 第13回会議次第

平成29年5月24日（水）午後1時30分
横浜市庁舎3階A会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 行政不服審査法第43条第1項の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を要する
審査請求について

(2) 審査請求に係る調査審議

ア 行政証明不交付決定処分

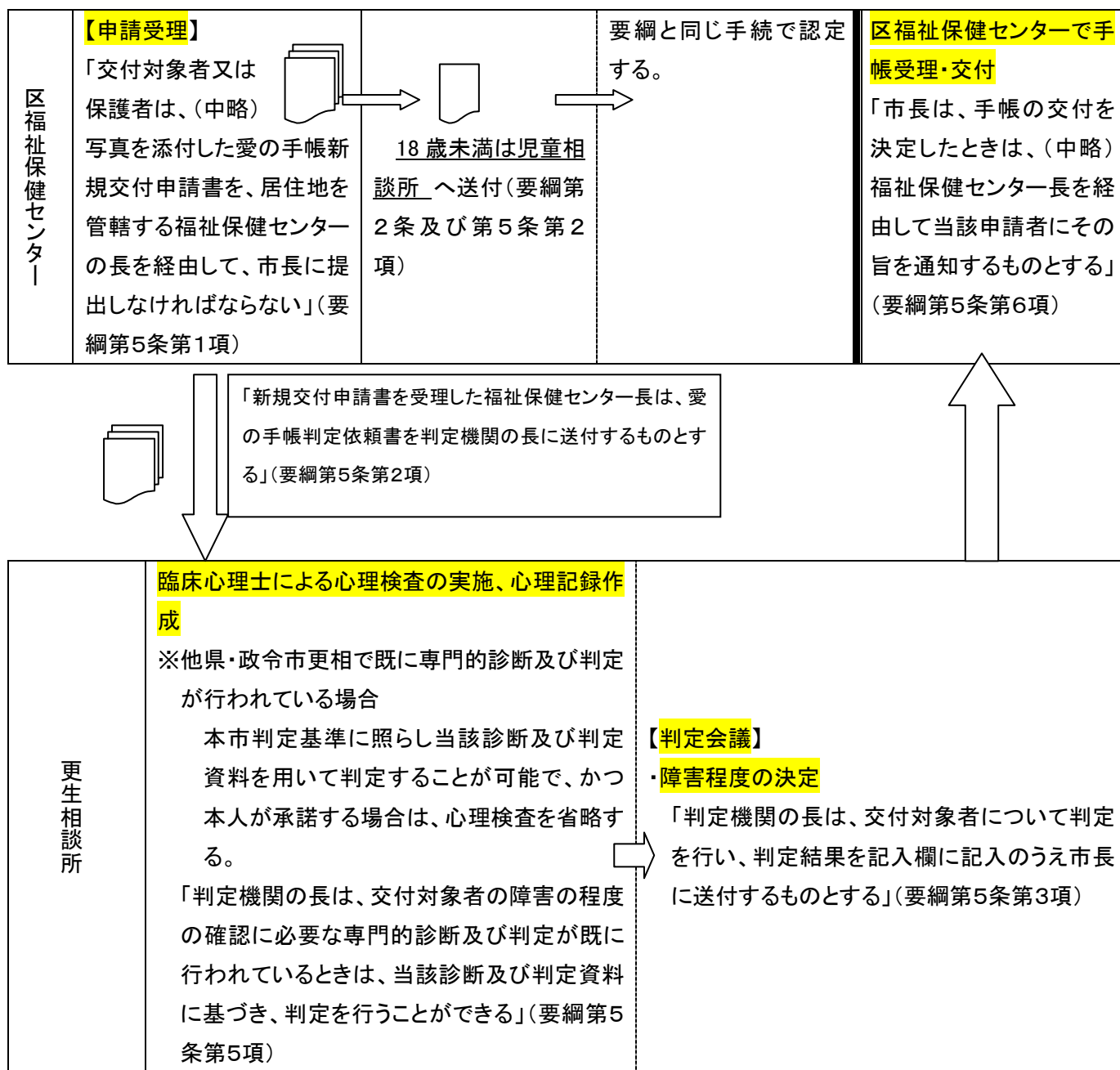
イ 生活保護費用徴収金決定処分

ウ 平成29年度施設・事業利用調整結果（保留）処分

エ 平成29年度施設・事業利用調整結果（保留）処分

(3) その他

3 閉 会



【資料】 知的障害者手帳交付に係る審査請求の取扱いについて

| | | 知的障害者(児)(療育手帳) | 身体障害者(身体障害者手帳) | | | 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳) | | |
|--------------------------|------------|---|--|---|---|--|---|---|
| 障がい者の定義及び手帳の交付 | | 法律において「知的障害児(者)」「知的障害児及び知的障害者」を定義しているものはない。 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知) 第2 交付対象者 手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者(以下「知的障害者」という。)に対して交付する。 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。 第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わつて申請するものとする。 4 都道府県知事は、第一項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。 | | | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。 第45条 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。 | | |
| 交付される手帳 | | 療育手帳：(A1、A2、B1、B2) | 身体障害者手帳：1級～6級 | | | 精神障害者保健福祉手帳：1級～3級 | | |
| 交付手続 | ①申請 | 新規交付申請書により市長(区福祉保健センター)へ申請 | 身体障害者手帳交付申請書、身体障害者診断書・意見書(身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師が記載したもの)により市長(区福祉保健センター)へ申請 | | | 精神障害者保健福祉手帳交付申請書と添付書類により市長(区福祉保健センター)へ申請 | | |
| | ②判定 | 【18歳未満】 区福祉保健センター長が児童相談所へ判定依頼 | 【18歳以上】 区福祉保健センター長が障害者更生相談所(知的障害者更生相談所)へ判定依頼 | A | B | C | A | B |
| | | 判定後結果を市長に送付(区福祉保健センター長経由) | | 横浜市地方社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会に諮問 根拠：身体障害者福祉法施行令第5条 横浜市社会福祉審議会条例 横浜市社会福祉審議会運営要綱 | 横浜市地方社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会に諮問 根拠：身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(厚生労働省通達) | | 精神障害者保健福祉手帳判定会議(※)に意見聴取【従前(平成28年10月末日までに、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】 根拠：精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生省医療局長通知)及び横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領(平成28年11月1日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。 | 精神保健指定医に意見聴取(会議体)【今後(平成28年11月1日以降に、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】 根拠：横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領(平成28年11月1日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。 |
| | ③決定 | 市長が交付・不交付を決定 | | 市長(障害者更生相談所)が交付・不交付を決定 | | | 市長(横浜市こころの健康相談センター)が交付・不交付を決定 | |
| 不服申立実績 | | 平成26年度 0件 平成27年度 0件 | 平成26年度 3件 平成27年度 5件 | | | 平成26年度 4件 平成27年度 7件 | | |
| 諮問機関 | | | | 横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会 根拠：横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱 構成：医師 17名 | | | | |
| 諮問機関の性質 | | | | 附属機関 | | | 附属機関ではない | |
| 行政不服審査会への諮問の要否(案) | | 要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | | |
| | | 第三者機関への諮問によることなく、本市職員等の判定により決定するものであることから、行政不服審査会への諮問が必要 | 行政不服審査法第43条第1項第1号該当 | 行政不服審査法第43条第1項第5号該当 身体Aと同様の手続を経ているため | 行政不服審査法第43条第1項第5号該当 裁決をしようとするときに上記「横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会」に諮問する運用とし、行政不服審査法第43条第1項第2号に準じる取扱いとする | 行政不服審査法第43条第1項第5号該当 実質的には、身体A・身体Bと同様の手続であるため | | |
| | | | | | | 行政不服審査法第43条第1項第5号該当 処分の要件が明確に定められ、行政裁量が認められないため (精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生労働省通達)) | | |